

第1条

この要綱は、成蹊大学大学院学則第2条に基づき、法科大学院の教育研究活動の状況について自己点検・評価を実施し、教育研究活動の改善及び充実に努めるとともに、第三者評価機関による認証評価を受けるために必要な事項を定めるものとする。

第2条

法科大学院の自己点検・評価に関わる事項は、法科大学院教授会において審議するものとする。

第3条

法科大学院の自己点検・評価等の実施にあたっては、法科大学院に所属する全ての教員の協力を得るものとする。各教員は、自己点検・評価等に必要な資料・情報を提供し、積極的に参加・協力しなければならない。

第4条

自己点検・評価等を実施するため、自己点検・評価委員会を設置する。自己点検・評価委員会は、法務研究科長を委員長とし、5名で構成する。

第5条

自己点検・評価委員会は、次の業務を行う。

- (1) 2年に1度、成蹊大学法科大学院自己点検・評価報告書の原案を作成する。
- (2) 認証評価機関の認証を受けるに際して、認証機関の選定を検討するとともに、認証評価に必要な作業を行う。
- (3) 自己点検・評価報告書に提示された問題点を克服し、法科大学院の教育研究活動の改善及び充実に努める。
- (4) その他、自己点検・評価に必要と思われる業務を行う。

第6条

自己点検・評価報告書は、適当な方法によりこれを公表するものとする。

第7条

この要綱の改廃は、法科大学院教授会の議を経てこれを行うものとする。